

【要項 別表】枚方市会計年度任用職員採用試験 職種案内
(令和6年(2024年)7月1日付採用)

令和 6年 5月
枚 方 市

職種番号・職種名		採用 予定者数	資格要件 (採用日の前日までに満たすことを要します。)
2	消費生活相談員	2人程度	<p>次の①から③の全ての要件を満たす人 ①次のいずれかの資格を有する人。 1消費生活相談員資格試験に合格した人。 2「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」の附則に基づき消費生活相談員資格試験に合格したとみなされた人。 【みなされた人】平成28年4月1日時点で3資格(※)のいずれかを有している人、かつ(ア)又は(イ)の通算1年以上の実務経験がある人。 (ア)平成23年4月1日から平成28年3月31日までの期間に消費生活相談事務又はそれに準ずる事務(※)への実務経験が通算1年以上ある人。 (イ)上記(ア)の期間内での実務経験はないが、平成28年3月31日以前に通算1年以上の実務経験を有し、指定講習を修了している人。 ※3資格 ・独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格 ・一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格 ・一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格 ※それに準ずる事務 ・消費者団体における事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務 ・事業者における当該事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務 ・国の行政機関又は独立行政法人における事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務 ②消費者問題に強い関心及び熱意を持つ人。 ③ワード・エクセル初級以上の技能を有する人。</p>
勤務条件・職務内容等(条例改正等により変動することがあります)			
任用期間	令和6年(2024年)7月1日から令和7年(2025年)3月31日まで ※勤務成績が良好な場合や当該職の継続状況等により、会計年度単位で再度任用することがあります。ただし、令和9年(2027年)3月31日を雇用の再度任用限度とします。		
職務内容	①消費生活に関する苦情及び相談の受付並びに処理に関すること。 ②消費者行政に関する情報及び意見の提出に関すること。 ③その他、消費者行政の目的を達成するために必要な事項の処理に関すること。 (啓発活動の講師等を含む。)		
勤務形態	勤務時間は、午前9時から午後5時30分まで 勤務日は、月15日 原則、1週につき3～4日(所属長が指定)。 ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除きます。 ※休憩時間は45分。※所定時間以外の労働を命ずることがあります。		
勤務場所	枚方市立消費生活センター(岡東町12-3-202、京阪枚方市駅隣接サンプラザ3号館2階) ※9月17日以降は、枚方市駅隣接の「ステーションヒル枚方」6階での勤務となる予定です。		
報酬	・報酬月額 163,270円 ～ 194,120円 (入職前の経歴に応じて、上記範囲内で、市が定めるところにより加算することがあります。) (参考)類似する職歴10年または49歳以上で上限報酬月額 ・期末・勤勉手当 73万円程度 ～ 87万円程度(期末・勤勉手当は6月期、12月期に分けて支給。勤務状況により減算することがあります。) ※初年度の期末・勤勉手当については雇用期間により割落としがあります。 ※交通費については要件を満たす場合に支給します。 ※条例改正等により変動することがあります。		
社会保険	共済組合(短期・福祉)・厚生年金保険・雇用保険に加入します。		
所管課・ 問い合わせ先	枚方市立消費生活センター TEL・FAX 072(844)2433		